平成２５年（フ）第６３５号
広島県安芸郡海田町砂走16番２号
債務者　松村　幸治
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　風呂橋　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６５１号
広島市南区宇品神田５丁目15番１―104号
債務者　伊東　美華（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺西　環江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６６１号
広島市西区井口２丁目17番38―206号
債務者　松岡　洋輔
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋村美由紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７５０号
広島市佐伯区美鈴が丘東５丁目８番11号
債務者　土佐岡恭子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂下　宗生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７５１号
広島市佐伯区美鈴が丘東５丁目８番11号
債務者　土佐岡雄司
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂下　宗生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７５２号
広島市南区西蟹屋４丁目５番11―203号
債務者　田村　博士
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂下　宗生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８３５号
広島県廿日市市深江３丁目11番17号
債務者　カギの救急車こと広島ロックこと　川崎　伸
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　好勝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４８７号
高知市杉井流３番５号　グランドゥールＹＡＮＯ303号
債務者　中村美加子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大川　惺曠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月18日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１６８号
福岡県久留米市津福本町1742番地
債務者　武田ツヤ子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋口　明男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第５６９号
熊本市中央区八王寺町６番35号、前住所熊本市東区画図町大字下無田274番地２
債務者　門口　　親
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河口　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月26日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２４号
大分県国東市国東町富来浦1522番地
債務者　田口　幸亮
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第５９号
秋田県湯沢市大工町７番15号
債務者　鈴木　順一
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第５４号
秋田県湯沢市相川字麓23番地
債務者　鈴木　慶子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第２２８号
奈良県磯城郡田原本町大字藥王寺136番地Ａ―202
債務者　竹村　宗一
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２３７号
奈良県橿原市東坊城町221―４、住民票上の住所奈良県橿原市古川町190番地　モアイーストⅢ103号
債務者　飯田　正義
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２４８号
奈良県御所市大字楢原523番地の６
債務者　高田　光世
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第６３号
熊本県水俣市袋705番地14　医療法人正仁会みずほ病院、住民票上の住所熊本県水俣市薄原300番地
債務者　淵上　俊雄
1　決定年月日時　平成25年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
熊本地方裁判所八代支部